

# 全仏

ZENBUTSU



# 439

仏暦2541年 6月 (1998年)  
財団法人 全日本仏教会  
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



真言宗豊山派宗務所で開催された同宗連総会  
(関連記事7頁)

いま僧侶、仏教界に求められるもの  
改定宗教法人法による  
備付け、提出書類の注意点  
WFB 世界仏教徒会議参加者募集

# 対談 いま僧侶、 仏教界に求められるもの

蓮 はちす

清典

(全日本仏教会  
事務総長)

長谷川正浩

(全日本仏教会  
顧問 弁護士)

司会 総務部長 野生司祐宏

今号では、蓮清典事務総長と長谷川正浩弁護士に、現在の仏教界をめぐる諸問題について対談をお願いした。今後の僧侶、仏教界の歩むべき道について活発な議論が続いた。

(文責・社会部)

※ ※ ※  
— 本日は、日頃お感じになっっている仏教界の課題をお話いただきしたいと思います。

蓮 私 は、かつて同宗連(「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議)の事務局長を務めました。その当時から全日本仏教会の活動には期待を持っていました。今は、築地本願寺の輪番との兼務ですがよろしくお願ひします。



蓮 清典事務総長

長谷川 今、僧侶、仏教界を取り巻く目は大変厳しいものがあると私は感じています。

蓮 お寺の住職というのは、あくまで責任役員、総代、門徒(檀信徒)あつてのもので、住職のみの考えで、なんでも勝手にして良いというものではありません。宗門にしてもそうで、僧侶が檀信徒の立場を十分に理解しなければ本当の改革はできません。

長谷川 最近では宗教団体としても、公序良俗に反する問題も出てきています。こうしたことが、今日の宗教法人法、税制の問題にもつながってくる気がします。

蓮 また、伝統教団の檀信徒への接し方の問題もあります。例えば戦後、集団就職が盛んであった時期、地方のお寺から都会のお寺へ、檀信徒の子弟の引継ぎがでなかつた。分業による単純作業による疎外感、複雑な人間関係の中、集団就職の青年たちは、新たな心の拠り所を他のものに見い出していった。お寺や既成仏教が、特に都市部で人々の心の拠り

所から離れて来ているように感じます。

長谷川 私は今、霊視商法の被害者側の弁護士に属していますが、原告の多くが既成仏教のお寺と違って霊視商法の団体と関わりを持った。原告の被害者は子供の頃お寺に出入りしたことがなく、お寺や仏教がどういふものだから分かっていないということがあります。

画商でも宝石商でも、徒弟には、偽物を見せない。もし偽物を見せると真贋の区別が分からなくなります。宗教にもそういう所がある。つまりこうした霊視商法の問題は、本物の宗教に在る側の責任も問われると思います。蓮 宗教的な教育を、今まで我々は怠ってきたのですね。

長谷川 たしかに教育基本法には特定の宗教の教育をしてはいけないと規定されていますけど、宗教的情操教育はしなくてはいけない。しかし、宗教教育と宗教的情操教育の区別がついていないのが現状ではないでしょうか。— 葬儀の問題は、どのようにお考えですか。

蓮 「自然葬」、これは今後環境との関連で大きな問題になるでしょう。厚生省も正式にアンケートを取ったようですね。

長谷川 法律も未整備で、節度を持ってやれば良いといっていますが、飲料水源の近くに散骨することの是非など、すでに問題が起きています。ある程度規制が必要だという議論

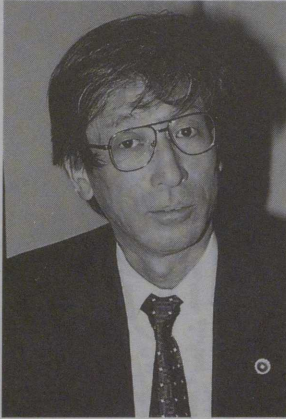
も出てきているようです。それに対して、「葬送の自由を進める会」などでは規制に反対を唱えています。

**蓮** 散骨をする場合、誰が骨を粉にするのか、だれが蒔くのかという問題もありますね。東京では、遺族の前でお骨を骨壺に納めるため骨を砕くようですが、私の感性では耐え難い。私は東京では死にたくないと思いました。

**長谷川** 日本人はお骨信仰が大変強くて、散骨する場合でも、一部をお墓に納めるといことが多くようです。仏教界としては散骨したいという人の意見も考えながら、共存の方へ行けるのではないかとも思います。

—北海道には納骨堂が多いそうですね。

**蓮** 私は、三月まで帯広におりましたが、本願寺派帯広別院に日本で初めて免震設備を持つ納骨堂をつくりました。北海道は雪が多く、半年以上もお墓へお参りすることができません。それで納骨堂が多いのです。北海道は開拓以来百二十年の歴史があります。皆が助け



長谷川正浩弁護士

あつてきたのです。それで帯広での通夜には三百から五百人もの有縁の人々が集まります。お寺もそれに対応するために、講堂などをつくったのですが、最近は設備の整った民間の葬祭場ができて、お寺の施設を使わなくなっている問題があります。また、全国的な傾向ですが、ホテルで葬式を行おうという動きもあります。大変な時代になってきました。

**長谷川** 「葬式仏教」といって卑下するような言い方があります。それはインテリの学者やお坊さんに多い。しかし葬式は地域の習俗で、仏教はそれを上手く取り入れて生かして来たのです。またお寺の経済基盤が、葬式や法事のお布施中心になってきているのは事実です。お葬式に真剣に取り組まなければならぬのにそれをしない。儀礼の執行者としての役割も、現在は葬儀業者が果たしているのが現状です。昔、僧侶は教育者であり、医者でもあったのですが…。

**蓮** 葬式は人生にとって、最後の一番大切なものなのです。私は神戸別院時代、老舗の着物屋の主人の葬儀を別院の本堂で行ったのですが、その時私は「着物屋さんらしい葬式をして欲しい」という条件をつけたのです。その葬儀では遺影を中心に、祭壇の両側に、その店で最高の着物を飾りました。会葬者はこの「着物葬」に大きな感動を覚えたようです。

農家の方が亡くなったら農作物を、酒屋さんが亡くなったらお酒をお供えしたらどうでしょうか。その人らしい葬送があるはずですよ。またアメリカや共産圏ではエンバーミング（死体保存技術）が盛んで、それを行う技術者は社会的地位が高いのです。生前の姿、表情でお別れをするという習慣。これは日本にも入ってくると思います。

**長谷川** 葬儀や通夜の十分前位に僧侶が駆けつけても、祭壇の飾り付けや、法具の配置を変えることはできない訳です。祭壇の配置なども全く業者任せになってしまっていますね。—今後の課題についてはどうでしょうか。

**蓮** 現在、「開発」という言葉は「かいほつ」と読んで、上から下へ、一面では「破壊」すら表現する言葉として使われています。しかし「開発」とは本来「かいほつ」と読み、発菩提心を示す仏教用語なのです。これからはこの「かいほつ」の立場からものを見て行くことが必要ではないでしょうか。寺院を外から見直す。地域社会の中で現代のお寺とは何なのか見直す必要があります。

**長谷川** 最近の全日本仏教会の仕事としては、税金、宗教法人法の問題などいわば世俗の問題に取り組んで来ました。これらはもちろん大切なことですが、今後は更に仏教精神に基づく問題にも取り組む必要があると思います。

# 改定宗教法人法による

## 備付け、提出書類の注意点

全日本仏教会顧問弁護士

長谷川正浩

### 一、所轄庁における提出書類の取り扱いについて

平成十年三月三日付で文化庁文化庁宗務課長から各都道府県宗教学務担当課長宛に「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意方法について（通知）」が出され、これが新聞等で報道されました。これにより、今回提出する寺院備付書類が提出後所轄庁によりどのように扱われるかが、ある程度理解出来るようになります。

宗務課の説明その他によりますと、今回の改定は、「所轄庁が現行法に規定されている責任を適正に果たすことができるようにするとともに、宗教法人の民主的運営や透明性を高めるものである。」と説明されています。

ところで現行法上、所轄庁に与えられている権限は、①規則の認証とその取消、②一年以内の期間を限り公益事業以外の事業について停止を命ずること、③解散命令の請求を裁判所に行うことの三つです。ですから所轄庁

に提出された書類がどのような取り扱いをうけるかはある程度予測できましたが、今回右の報道により、より詳細に伺うことができるようになりました。

そこで、提出された財産目録や役員名簿がどのような取り扱いを受けるか、右の通知に基づいて述べてみることにします。

通知は三項目に分かれています。まず第一番目は、書類が適正に提出されているかどうかの確認を行い、ここで①役員名簿・財産目録は必ず提出されているかどうか、②規則に公益事業以外の事業を行う旨の規定のある寺院から収支計算書が提出されているかどうか、③規則に事業に関する規定がある寺院から当該事業に関する書類が提出されているかどうかを調べるよう要請しています。

八千万円以下の収入のある寺院かどうかは収支計算書がない限り、財産目録だけでは判断不可能ですから、収支計算書が提出されない限り、提出された書類だけから判断するこ

とはできません。又公益事業以外の事業を行っているかどうかの判断も提出された書類だけから全てを判断することが出来ませんので次善の策として寺院規則から判断せよというものです。ですから規則変更手続が終わらなまま公益事業以外の事業を行っている寺院については一次的にはその寺院の判断に待つ以外にはないこととなります。

宗教活動も大蔵省令により法人税法上収益事業とされてしまっているものがあります（例えば寺報や経本の出版）。こういったものは宗教法人法第六条の公益事業でも、公益事業以外の事業でもありませんから、法人税法上収益事業とされても宗教法人法上は公益事業以外の事業には該当せず、年収が八千万円以下である限り収支計算書は作らなくても良いというのが、私の見解です。同様に宗教活動でありながら法人税法上収益事業にされているものについては事業に関する書類も提出しなくても良いこととなります。しかし、

宗務課がどのように考えているかは、今のところはつきりしません。

適正に提出されていない場合は、①代表役員等に督促し、相当な期間経過後も提出がないときは裁判所に対し過料案件通知書を送付する、②督促書が代表役員等に送付できなかったときは送付できる場所を捜し再度送付して過料の措置をとる、③不活動法人であることがわかったら不活動法人対策を講じるというものです。提出しない寺院については、その寺院が不活動法人かどうか実態を把握せよといっているわけです。

そして二番目に確認することは不活動法人の疑いがないかどうかです。どのようにして確認するかというと、①役員名簿の代表役員と責任役員が存在するかどうか、②財産目録又は境内建物関係書類上境内建物を備えているかどうか、③収支計算書において宗教活動収入とその支出があるかどうか、④財産目録において前年度と財産の増減があるかどうかの四項目をあげています。代表役員や責任役員がいなかったり、境内建物がなかったり、宗教活動収入やその支出がなかったり、財産の増減がなかったりすれば、活動していないのではないかと疑えといっているわけで、それはある意味で当然のことといえます。そして、その寺院が不活動法人でないかどうか実

態把握に努め、不活動法人であることが判明したときは不活動法人対策を講じよと云っています。

実態把握は、現地調査したり、平成七年の宗教法人法改定で新しく設けられた制度（寺院に報告を求めたり、関係者に質問できる所轄庁の権限行使）が利用されると思われます。不活動法人については任意解散や合併の指導がなされますが、つぎのような場合には解散命令の対象になりますから注意が必要です。①一年以上にわたって宗教活動をしないこと、②礼拝の施設が滅失し、止む得ない事由がないのに二年以上その施設を備えないこと、③一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。住職が遷化されても後任の住職や住職代務者がなかなか決まらず、寺

檀紛争などがあると一年以上かかることが時としてあります。多くの御宗門では、三ヶ月から六ヶ月で決まらなければ特選住職を任命するという制度が宗制に置かれています。しかし、これが宗制どおり運営されなくて住職代務者の任命もされないまま一年以上を経過してしまふこともありえます。今後は宗制を遵守することが希まれます。

三番目の確認事項は、所轄庁の変更事由がないかどうかです。御承知のように複数の都道府県にまたがって境内建物をもつ宗教法人の所轄庁は文部大臣となりましたので、それを確認したときは所轄庁を経由して文部大臣宛届け出るよう促すことが記載されています。この三つの確認事項以外に、①法人の実態と登記の内容が一致しているかどうか、②宗

## 無料法律相談室

全日本仏教会では、左記の要領で、長谷川正浩弁護士による無料法律相談室を開設しています。相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず、電話で予約をお願いいたします。

◆日時 原則として毎月第二・第四木曜日午後一時～

◆場所 明照会館（港区芝公園四一七―四）

◆予約 全日本仏教会事務局（〇三―三四三七―九二七五）

# 図1

## 宗団法人「〇〇寺」寺務所備付け書類等の 閲覧請求に関する細則

- 第1条 当法人の備付け書類等の閲覧の請求をしようとするものは、文書をもって、申請しなければならない。
- 第2条 前項の申請人は、申請書に署名及び押印し、信者又はその他利害関係人であることを証明しなければならない。
- 第3条 申請書には、閲覧の目的を明示しなければならない。
- 第4条 申請者は、当法人から請求があったときは、その身分を証明する書類その他必要な書類を提出しなければならない。

### 附 則

この細則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

# 図2

〇年〇月〇日

宗団法人「〇〇寺」  
代表役員 〇〇〇〇殿

住所 〇県〇市〇町〇丁目  
氏名 〇〇〇〇 印  
電話番号

### 宗法人事務所備付け書類等の閲覧申請書

このたび、私は、下記の理由により、貴宗団法人の書類を閲覧したいので申請します。

#### 記

- 1、当法人との関係（信者又はその他の利害関係人であることの証明）
- 2、閲覧申請の目的・理由（具体的に記載する）
- 3、閲覧請求する書類（書類の名称）

（日蓮宗宗務院庶務部編『平成9年度版宗団法人の備付け・提出書類—作成の手引き—』32頁）

全 仏

て 二、宗団法人備付け書類等の閲覧請求について  
改定法は、宗団法人の民主的運営や透明性

を高めることを根拠に、備付け書類の閲覧申請権を信者その他の利害関係人に認めました。閲覧を求める信者その他の利害関係人は、正当な利益があり、かつ閲覧の請求が不当な目的によるものではないと認められる者に限られます。そこで誰が信者であり、誰が閲覧

を求めうる利害関係人であるかを判断し、請求者に正当な利益があるかどうか、不当な目的がないかどうかを寺院が自主的に判断しなければなりません。そのためには各寺院において閲覧請求に関する細則を責任役員（会）で決めておくとういと思われまます。参考とな

ると思われまので一つの例を紹介しておきます。  
(前頁図1及び図2)

閲覧に供する書類は、①規則及び認証書、②役員名簿、③財産目録、④収支計算書(作成している場合)、⑤貸借対照表(作成している場合)、⑥境内建物に関する書類(境内建物が借家の場合)、⑦役員会等の議事録、

⑧事務処理簿、⑨事業に関する書類です。閲覧に供するのは、閲覧申請の目的と関連のある部分に限定することができます。また右の九種類の書類に限定され、これ以外の総勘定元帳や伝票等は対象になりません。閲覧することはコピーすることを含みませんが、コピーを拒否してもよいことになりませんが、コピーさせてはいけないというわけではありません。

# 同宗連總會

四月二十七日午後一時、真言宗豊山派宗務総合庁舎で、第十八回「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議(同宗連)総会が開催された。議長、各委員会報告に続き、一九九七年度活動・決算報告と承認、一九九八年度事業計画・予算案の質疑承認が行われた。

## 事務局録事

五月一日

- 一日 局内会議
- 七日 高野山差別戒名追善法会参列
- 十一日 局内会議
- 会長・副会長懇親会
- 十三日 日韓仏教文化交流大会出席
- 十五日 法律相談室

- 十七日 成田山開山一千年御遠忌法要参列
- 十八日 監査会

浄土宗差別戒名物故者法要参列

- 十九日 ルンビニー委員会
- 二十日 藤井龍心元副会長追悼法要参列
- 二十一日 同和委員会
- 二十二日 浄土宗選択本願集記念式典出席
- 二十六日 本願寺派遣如上人御遠忌法要参列
- 二十七日 局内会議
- 理事會

- 二十八日 法律相談室
- 二十九日 日宗連理事會

### 哀 悼

- 河野亮永(全仏前監事)
- 五月九日、八十歳で遷化
- 埼玉県佛教会副会長

## 改定宗教法人法による提出書類 会員制※により 作成をサポートいたします

— 財全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩先生ご指導 —

**年会費**  
**1万円**(税別)  
で右の特典付

- ① 分かり易く解説した「記入要領と様式例」
- ② 手書きでできる特製の「提出用記入用紙セット」
- ③ 長谷川法律事務所編「だれでもできるお寺の経理」(定価2,800円)
- ④ 記入用フォーマットが入力されたフロピイ
- ⑤ 書類作成のための各種無料相談

(※ご入会は1年毎の契約です)

URL: <http://www.jtvan.co.jp/>

### 宗教法人実務相談センター

東京都新宿区左門町十一ノ一

第一ユニオンビル2F

日本テンブルヴァン(株)内

電話 〇三(三三二)六五六六(代)

FAX 〇三(三三二)一七九八

# 第20回 WFB世界仏教徒会議 シドニー大会 参加者募集



オーストラリア・シドニー

## 世界仏教徒連盟

### (The World Fellowship of Buddhist...WFB)

・全日本仏教会は、世界の仏教徒との交流と友好親善をはかり、仏陀の崇高な教義を普及し、世界平和に貢献することを目的として設立された、世界仏教徒連盟(WFB)に加盟しています。

・世界仏教徒連盟の本部は、現在タイ国バンコク市に設置されており、世界各国より123地域センターが加盟しています。日本からは、唯一のセンターとして全日本仏教会が加盟しています。

・設立以来、世界仏教徒連盟最高の議決機関である世界仏教徒会議は、2年ないし、3年に一度開催されてきました。そこでは世界の仏教事情の研究と情報交換、各国の地域センターの活動内容の報告と点検、将来への計画が立てられ実践されてきました。

第20回 WFB 世界仏教徒会議が、本年10月29日より、オーストラリアのシドニーで開催されます。本会ではこの大会の公式代表団に参加される方を募集致します。代表団は、世界各国代表が一同に集うオープニングセレモニーに出席いたします。

A コースは、シドニー市内観光、首都キャンベラ、カウラの日本人戦没者墓地などを7日間でめぐり、大会開会式に参加するツアーです。

B コースは、各種のオプションツアーを自由に組み合わせて、シドニーに滞在し、WFB 大会開会式に臨むツアーです。

オーストラリアは、この時期は初夏で気候も比較的安定しています。旅行には最適な好季です。皆様、ぜひお誘い合わせのうえ、お申し込み、ご参加下さいますよう、ご案内申し上げます。

#### A コース (東京・大阪発)

期日：平成10年10月26日(月)～11月1日(日)  
7日間

基本参加費用：1人 241,000円

#### B コース (東京・大阪発)

期日：平成10年10月26日(月)～11月1日(日)  
7日間

基本参加費用：1人 162,000円

(オプション別)

◎お問い合わせ、お申し込みは  
近畿日本ツーリスト 市ヶ谷支店

☎ 0120-223-486

TEL 03-3222-3388 FAX 03-3222-3707